

佐呂間地区活性化計画

北海道佐呂間町

平成22年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

| | |
|----------|---------------|
| 計画の名称 | 佐呂間地区活性化計画 |
| 都道府県名 | 北海道 |
| 市町村名 | 佐呂間町 |
| 地区名(※1) | 佐呂間地区 |
| 計画期間(※2) | 平成22年度～平成25年度 |

目 標 (※3)

乾燥調整貯蔵施設(飼料調整貯蔵施設)の設置により酪農家へ安定した良質飼料を供給し乳量の増加を目指すとともに、小麦の乾燥調製貯蔵施設の整備により販売量を増加させ本地区の農業経営の安定化を図り、新規就農者、後継者の1ターン及び地域外からの農業就労者の増加定住を目指す。
 乳量販売量185,579t(平成18年度～平成21年度)から2,94%増の191,039t(平成22年度～平成25年度)とする。
 地場農産物(小麦)の販売量17,365t(平成18年度～平成21年度)から19,03%増の20,670t(平成22年度～平成25年度)とする。
 定住人口の確保として現在の転入出割合を75,80%(平成18年度～平成21年度)から1,03ポイント増の76,83%(平成22年度～平成25年度)とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

佐呂間町は、北海道の東北部、オホーツク管内の中央に位置し、面積はサロマ湖54,37km²を含み404,99km²で、総面積の59,2%が山林、原野、湖で占められ、耕地は佐呂間別川流域を除き、ほとんどが傾斜地または波状地に切り開かれている。本町の産業はサロマ湖の養殖を中心とした漁業と酪農畜産と畑作農業が本町を支える基幹産業として振興が図られてきた。また、本町の農作物は小麦、てん菜及び飼料作物が主体であり、その他には、本町特産の南瓜、馬鈴薯、そばなども作付けされている。

現状と課題

本町の農業は、担い手の減少と高齢化が進んでおり、生産体制の農村活力の低下が懸念されている。こうした状況にあって、将来にわたり地域農業を維持・発展させ安定的に展開させるためには、農業を取り巻く社会・経済の変化に適切に対応できる高い技術と優れた管理技術力を持つ意欲のある農業者が必要とされてきている。
 酪農業については、離農の増加に伴い地域共同作業が出来なくなってきており、労働力不足のため安定した粗飼料生産及び飼料畑の維持管理が困難となり、農地の遊休化に拍車がかかり農業生産力の減退、地域農業の衰退につながる懸念がある。
 また、畑作については、麦の新品種への作付転換による増収、各集団の施設の老朽化及び作付拡大に向けた対応などを取り進めるためにも、施設の集約一元化が急務であるが、既存施設規模のみでは対応が出来ない状況にある。

今後の展開方向等(※4)

乾燥調整貯蔵施設(飼料調整貯蔵施設)を設置し、作業の分業化を図り労働力不足の対応、良質飼料の安定的供給を図り乳牛個体管理の特化による乳量の増加を図ると共に、経営規模の拡大を推進し農地の遊休化防止を進める。
 小麦の乾燥調製貯蔵施設を整備し農協による施設の一元管理化を図り、作業効率向上による労働力不足の解消、品質の向上、施設維持管理費の合理化及び作付面積の拡大を図り経営の安定化と増収分の受け入れを可能とさせる。
 これらのことから、施設を整備することにより、農家経営の安定化、経営意欲の向上が図られ、離農による町外への転出が抑制される。また、後継者の1ターン、地域外からの新規就農者及び農業就労者の受入体制が強化され転入者が見込まれることから、定住人口の減少の抑制が図られる。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名(事業メニュー名)(※2) | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3) | 備考 |
|------|-------|---------------------------|------------|----------|-------------------------|----|
| 佐呂間町 | 佐呂間地区 | 処理加工・集出荷貯蔵施設(乾燥調整貯蔵施設) | 佐呂間町農業協同組合 | 有 | イ | |
| 佐呂間町 | 佐呂間地区 | 生産機械施設(高生産性農業用機械施設) | 佐呂間町農業協同組合 | 有 | イ | |
| 佐呂間町 | 佐呂間地区 | 処理加工・集出荷貯蔵施設(乾燥調整貯蔵施設)【麦】 | 佐呂間町農業協同組合 | 有 | イ | |
| | | | | | | |

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 備考 |
|------|-----|-----|--------|----------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 備考 |
|------|-------|---------------|--------|-----------------------------|
| 佐呂間町 | 佐呂間地区 | 新規就農者奨励事業 | 佐呂間町 | 新規就農者に対する施設整備及び家畜導入に対する補助事業 |
| 佐呂間町 | 佐呂間地区 | 農業後継者育成支援対策事業 | 佐呂間町 | 後継者の規模拡大に対する補助事業 |
| | | | | |
| | | | | |

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

| |
|--|
| |
|--|

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

| | | | |
|---|----------|----------|-------|
| 佐呂間地区(北海道佐呂間町) | 区域面積(※2) | 17,334ha | |
| 区域設定の考え方(※3) | | | |
| ①法第3条第1号関係: 当該区域の面積は、全町面積より国有林及び湖の面積を除いた面積17,334ha(H14調査時点)であり、内農林地面積は15,638haで90.2%を占めており、農林漁業が重要な事業である地域といえる。 また、全体の就業人口3,411人(H17年国勢調査)となっており、農林漁業の就業人口は1,097人で全体の32.2%を占めている。 | | | |
| ②法第3条第2号関係: 当該区域内の人口は、過疎化(平成19年から平成21年の3ヵ年における人口の減少率3.13%)及び高齢化(平成21年における高齢化率32.0%)が進行しており、農業経営の安定・向上を図り雇用を促進し定住化を図り活性化を図ることが有効かつ適正である。 (人口及び高齢者人口の推移) | | | |
| | H19年 | H20年 | H21年 |
| 人口 | 6,224 | 6,114 | 6,029 |
| 65才以上 | 1,925 | 1,919 | 1,929 |
| ③法第3条第3号関係: 当該区域は、都市計画区域も有さず、市街地を形成している区域以外の地域である。 | | | |

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

| 土地の所在 | 地番 | 地目 | | 地積(m ²) | 新たに権利を取得するもの | | | 既に有している権利に基づくもの | | | 土地の利用目的 | | 備考 |
|-------|----|-----|----|---------------------|--------------|-------|----|-----------------|-------|----|---|------------------|----|
| | | 登記簿 | 現況 | | 権利の種類(※1) | 土地所有者 | | 権利の種類(※1) | 土地所有者 | | 農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別 | 市民農園施設 種別(※3) | |
| | | | | | | 氏名 | 住所 | | 氏名 | 住所 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

| 整備計画 | 種別(※5) | 構造(※6) | 建築面積 | 所要面積 | 工事期間 | 備考 |
|------|--------|--------|------|------|------|----|
| 建築物 | | | | | | |
| 工作物 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

| |
|--|
| |
|--|

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

| 事 項 | 内 容 | 備 考 |
|---|-----|-----|
| (1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1) | | |
| (2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2) | | |
| (3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 | | |
| ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) | | |
| ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) | | |
| ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5) | | |
| (4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 | | |
| ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6) | | |
| ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7) | | |

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

- ・乳量の販売量の増加率 2.94%
平成25年度に佐呂間町農業協同組合の出荷実績を調査し、網走農業改良普及センター遠軽支所の検証を受ける。
- ・小麦の販売量の増加率 19.03%
平成25年度に佐呂間町農業協同組合の出荷実績を調査し、網走農業改良普及センター遠軽支所の検証を受ける。
- ・定住人口の確保 1.03ポイント
町が住民基本台帳を基に毎月作成している「世帯人口統計表」及び「異動者一覧表」により区域内定住者人口を調査。
また、農家戸数についても農業協同組合等への聞き取り調査を行い達成状況の把握を行うとともに、その結果の要因分析や本事業実施による効果等について検証する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。